

◆登録対象

「京都女子大学学術情報リポジトリ」の登録対象となる学術研究成果物は次の条件をすべて満たしたものです。

1. 公開の許諾を得た著作物、または公開を許諾する著作物であること。
2. 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び大学院生の学術的な研究の成果物であること。
3. 電子的フォーマットで作成されていること又は変換可能なものであること。
4. ネットワークを通じて配信可能なものであること。

以上をすべて満たしたうえで、リポジトリに登録・公開する学術研究成果物は次のとおりです。

①学内研究紀要等

京都女子大学から発行されている紀要の論文

②研究成果発表報告書、学術論文等

科学研究費研究成果の報告書、学術雑誌論文など

③学位論文

京都女子大学で学位を取得された方のうち、京都女子大学学術情報リポジトリでの公開を申請された方の学位論文（博士論文）

◆登録の方法

1. 登録したい学術研究成果物をご用意ください。

「京都女子大学学術情報リポジトリ」に登録を希望する学術研究成果物（PDF、Word、Excel等の電子ファイル形式）をご用意ください。

電子体をお持ちでない場合は、論文等の印刷物（紙媒体）をご用意ください。図書館で印刷物を電子化（PDFファイル等）してリポジトリに登録します。

2. 登録申請書を作成してください。

ご自身の学術研究成果物を「京都女子大学学術情報リポジトリ」に登録し、公開（電子的複写を含む）を申請する「京都女子大学学術情報リポジトリ 登録・公開申請書」を作成してください。

【登録・公開申請書様式：[PDF](#) / [Word](#)】

※原則として、学術研究成果物1件につき登録・公開申請書1通を作成してください。

※共同著作物の場合は、ほかの共著者の承諾を得てください。

著作物が出版社・学協会等から発行されており、著作権の帰属が不明の場合は図書館が調査します。調査の結果、登録できない場合も生じます。（→[著作権について](#)）

3. 学術研究成果物と登録申請書をご提出ください。

①電子メールによるご提出

用意した学術研究成果物（PDF、Word、Excel等の電子ファイル形式）および「京都女子大学学術情報リポジトリ登録・公開申請書」をメールの添付ファイルとして送信してください。

②郵送または直接のご提出

用意した学術研究成果物を書き込んだ電子体（FD、CD-ROM、CD-RW、DVD、フラッシュメモリー

等)または印刷物(紙媒体)に、「京都女子大学学術情報リポジトリ登録・公開申請書」を添えて、送付いただくか、または直接E校舎1階図書課事務室までお持ちください。

【送付先】

京都女子大学図書館 リポジトリ担当

〒605-8501 京都市東山区今熊野北日吉町35番地

TEL: 075-531-7066 (内線: 7066)

E-Mail: kwu-repo@kyoto-wu.ac.jp

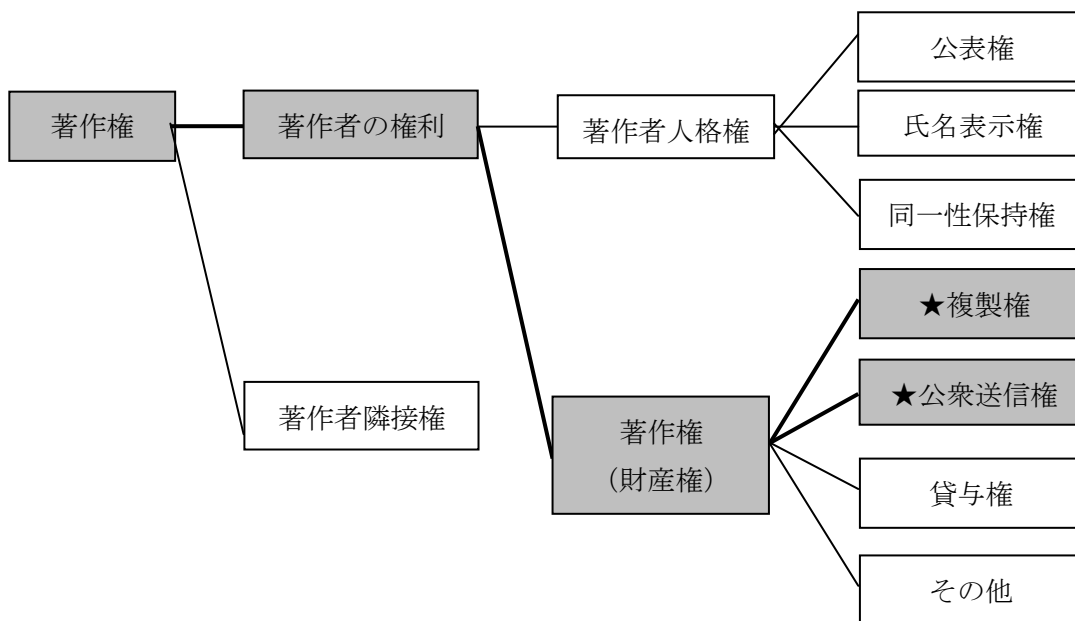
送付いただいた学術研究成果物は、図書館で著作権を確認の上、リポジトリに登録します。

なお、図書館から学術研究成果物の提出依頼を行うこともありますので、その際にはご協力をよろしくお願いいたします。

◆著作権について

1. 機関リポジトリで論文を公開する際に関係する著作権

【著作権全体の図式】



色が付いている部分が論文の電子化、公開にあたって関係する権利です。
直接関係するのは★がついている**複製権**と**公衆送信権**です。

- ・ 作者の権利：著作物を創作した時点で「自動的」に付与されます。
 - ・ 著作権(財産権)：財産的利益を守るためのもので、その一部または全部を譲渡することができます。(著作権法第61条)
- ★ **複製権**：無断で複製されない権利です。論文を電子化すること、また、パソコンのハードディスクやサーバーへの蓄積も著作物を「形あるものに再製する」(コピーする)複製することにあたります。(著作権法第21条)
- ★ **公衆送信権**：著作物を公衆向けに「送信」(インターネットなどを通じた「自動公衆送信」)することに関する権利です。(著作権法第23条)

2. 学術リポジトリに登録する際、必要な複製権と公衆送信権の許諾について

- ★ **複製権**…学術リポジトリ登録時に、サーバ上に電子ファイルを保存する(複製)

- ★ **公衆送信権**…登録された電子ファイルを、ネットワークを通じて不特定多数に送信可能な状態にする（公衆送信）

【注意点】

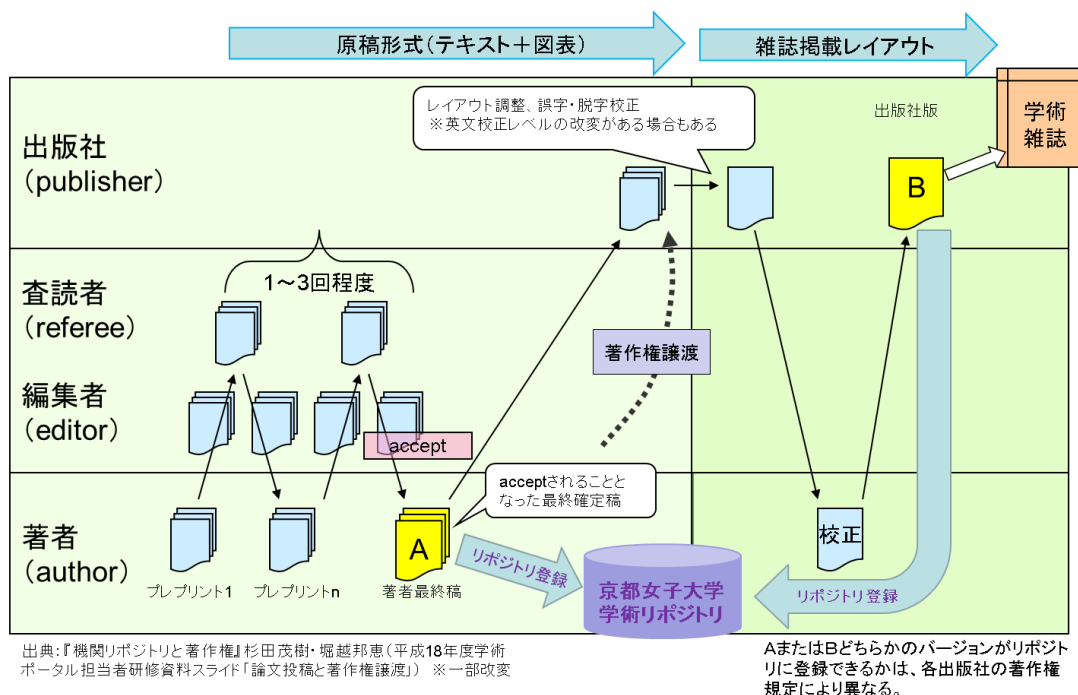
- 1) 著作権を譲渡するのではない。（著作権は元のまま）
- 2) 著作物の改変は許諾しない。（利用・保存のためフォーマット変換することはありますが内容は改変しません）
- 3) 利用者は著作権法の範囲内で利用可能。（私的利用の為の複製等）

【学外発行物を登録する場合の注意点】

- 1) 他に共著者がいる場合
学術リポジトリへの登録に対する共著者への許諾などの著作権処理については、登録者が行うものとします。
- 2) 出版社または学会等が著作権を持つ場合
出版社または学会等との著作権処理については、著作者が行うものとします。投稿規程等をご確認ください。
海外発行の学術雑誌の 90%以上が、査読後の論文（著者最終稿・一部は出版社版）についてリポジトリへの登録が認められています。

3. 編集・査読プロセスの例

論文投稿と著作権譲渡



4. 主な学会・学術雑誌のリポジトリ登録に関する著作権の許諾状況データベース

【海外】[「SHEPRA/RoMEO\(Publisher copyright policies & self-archiving\)」](#)

…現在、1165 件の学協会が著作権の許諾状況をこのデータベースにて明示している。

【国内】[「SCPJ\(Society Copyright Policies in Japan\) 学協会著作権ポリシーデータベース」](#)

…現在、1031 件の学協会が著作権の許諾状況をこのデータベースにて明示している。

一度、ご自身の論文が掲載されている学術雑誌を上記データベースで検索してみてください。著作権の許諾状況が一目でわかります。